

過去問題から学習に役立つ問題を精選！

～これから受験する人にも、技能検定を目指す人にも～

テスト形式で問題に
取り組めるレイアウト

さらに深い学びにつなげるため、
参考書選びにも活用できるよう、
問題ごとに解説根拠の出典を掲載

【正答】4

以上、全体につき、国民年金法、厚生年金保険法等を参照。

問12 労働基準法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 使用者は、業務災害や通勤災害により労働者が休業する場合、その休業期間中とその後30日間は解雇できない。
2. すべての有期労働契約は、3年を超えることができない。
3. 使用者が期間の定めのない労働者を解雇する場合に、少なくとも14日以上前に予告をしなければならない。
4. 労働基準法において、使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。

【第10回】

【解説】

1. 誤っている。労働基準法第19条で解雇制限として「使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間並びに産前産後の女性が第65条の規定によって休業する期間及びその後30日間は、解雇してはならない」とあるが、通勤災害には言及していないため、通勤災害には適用されない。
2. 誤っている。労働基準法第14条で「労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるものは、3年を超える期間について締結してはならない」としているが、同条で、専門的な知識等を有する労働者、満60歳以上の労働者との労働契約については、上限が5年とされている。
3. 誤っている。民法627条では、契約当事者双方はいつでも解約の申入れをすることができ、この場合、雇用は解約の申入れの日から2週間を経過することによって終了すると規定されているが、労働基準法第20条において「使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない」と、使用者側の解雇について規制をかけている。

4. 正しい。労働基準法第10条の条文。なお、同法における「労働者」とは、第9条において「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者」と定義され、また「賃金」については、第11条で「賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払うすべてのもの」と定義されている。

【正答】4

以上、全体につき、労働基準法、民法、菅野和夫『労働法 第12版』弘文堂(2019)等を参照。

問15 健康保険に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 資格喪失の前日まで継続して2か月以上の被保険者期間がある健康保険の被保険者は、本人の申し出によって、資格喪失の日から2年間は任意継続被保険者として健康保険に加入できる。
2. 高額療養費制度が設けられており、被保険者が支払う医療費の上限が設けられている。
3. 業務外の傷病により休業した場合、休業4日目から、傷病手当金として標準報酬日額の3分の2に相当する金額が支給される。
4. 健康保険における一部負担金は、被保険者の年齢にかかわらず、一律3割となっている。

【第10回】

【解説】

1. 正しい。健康保険法第3条第4項で、任意継続被保険者とは、適用事業所に使用されなくなった等のため、被保険者の資格を喪失した者であって、喪失の日以前まで継続して2月以上被保険者であったもののうち、保険者に申し出て、継続して当該被保険者の被保険者となった者をいう、と規定している。
2. 正しい。高額療養費制度は、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月（暦月：1日から末日まで）で上限額を超えた場合、医療費の家計負担が重くならないよう、その超過した額を支給する制度である。上限額は、年齢や所得に応じて定められている。また、70歳以上の高額医療費の上限額については、高齢者と若者の間の世代間公平が図られるよう、負担能

136

II キャリアコンサルティングを行うために必要な知識

137

【解説】

協議会の「キャリアコンサルタント倫理綱領」は、キャリアコンサルタントは、相談者に対してキャリアコンサルティングの目的や興味を優先してキャリアコンサルティングを行うべきであるとしている。キャリアコンサルタントは、自己研鑽の目的としてクライアントの情報を収集し、自己研鑽や研究を目的として録音するときは、クライアントに対するインフォームド・コンセントが必須である。

3つめ：同僚が非倫理的に行動した場合にはその同僚の行動を指摘し、改善を求める必要がある。自分だけが倫理的に行動していればよいというものではなく、互いに互いを高めようとする姿勢と厳しさが専門職には必要とされている。職業倫理には専門家同士の行動を規定するという側面があるからであり、専門家同士のコントロールが、分野としての社会的責任につながるからである。

4つめ：キャリアコンサルティング協議会の「キャリアコンサルタント倫理綱領」第10条第2項では「キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルティングを行うにあたり、相談者との多重関係を避けるよう努めなければならない」としている。多重関係が問題にされる最大の理由は、多重関係がキャリアコンサルタントによるクライアントに対する搾取的な関係につながりやすいからである。クライアントに自己の著作物など何らかの物品などを購入させることは、クライアントに対する

【第7回】

さまざまな参考書、資料等をもとに、1問あたり平均1ページ以上割いた丁寧な解説つき。この問題だけでなく、この問題のテーマ全体についても要点を整理することができます

購入はこちらから

キャリアコンサルティング協議会公式ウェブサイト
書籍/DVD/動画配信のご案内
<https://www.career-cc.org/book/>



特定非営利活動法人
キャリアコンサルティング協議会

〒105-0011
東京都港区芝公園1丁目6番8号 泉芝公園ビル5階
TEL. 03-5402-5588（代表）FAX. 03-5402-5599